

「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」36条 【緑化】

【条例36条に該当する特定開発事業とは】 次のいずれかに該当するケースです。

・ 8戸以上の共同住宅等（共同住宅、長屋など）の建築

・ 開発区域が500㎡以上の開発行為（事務所、店舗など）

・ 共同住宅等の建築（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域における軒の高さが7メートルを超える建築物、もしくは他の地域における建築物の高さが10メートルを超える建築物の建築）

・ 共同住宅等の建築（延べ面積が1,000㎡以上の建築物の建築）

※一戸建ての専用住宅は、緑化の義務はありませんが植栽にご協力ください！

【必要な植栽地の面積の算出方法は】 …用途地域により緑化率が変わります。

- 1 近隣商業地域・商業地域・・・敷地面積の10%以上
- 2 その他の地域・・・敷地面積の15%以上

【植栽地に必要な樹木本数について】 …《高木+中木+低木》を植栽してください。

（計算式：1㎡当たりの必要本数をかける）

（高木・中木・低木の植栽時の樹高）

高木 植栽地面積×0.02 = (本数)以上
中木 植栽地面積×0.06 = (本数)以上
低木 植栽地面積×0.40 = (本数)以上

高木 (3.5m以上)
中木 (1.5m以上～3.5m未満)
低木 (0.3m以上～1.5m未満)

※各本数は、小数点以下を切り上げて計算した本数以上の樹木を植栽してください。

※樹木を植栽した箇所以外は、全体に地被植物（芝、リュウノヒゲ等）を植栽してください。

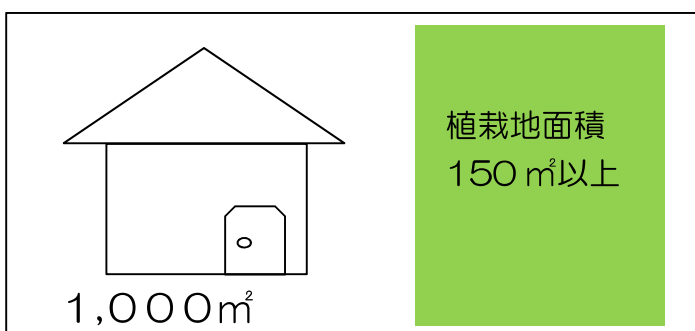
※生物多様性に配慮し、『茅ヶ崎市の推奨樹種』による植栽にご協力ください。

《必要な植栽地面積の計算方法等について（例として）》

【全てを平面緑化で計画した場合】

○敷地面積の15%以上の緑化が必要。（商業地域・近隣商業地域の場合は10%以上）

例 敷地面積 1,000㎡の場合 → 必要な植栽地面積は 1,000㎡ × 15%以上 = 150㎡以上



植栽地面積を165㎡として計画した場合、
高木：165㎡×0.02=3.3本<4本以上
中木：165㎡×0.06=9.9本<10本以上
低木：165㎡×0.40=66.0本<66本以上
※高木・中木・低木をバランスよく配置し、裸地部分に芝などの地被植物を植栽してください！

※軒下、汚水樹、雨水樹等は面積から除外してください。

《植栽地の設置、必要な樹木本数に関する特例》

【沿道部植栽地の優遇措置があります】 ※沿道の緑化に努めてください！

- 建築基準法上の道路から2 m以内の植栽地は、次の率を上限にして植栽地面積を2倍に算定できます。但し、壁面緑化は適用しません。また、道路からの見通しが妨げられた部分は算定できません。

- 1 近隣商業・商業地域・・・ 敷地面積×1.5%が上限
- 2 その他の地域・・・ 敷地面積×2.5%が上限

【屋上緑化・壁面緑化について】

- 敷地内に植栽地の設置が困難な場合は、条例上必要な植栽地面積の50%を限度に（屋上と壁面を共に緑化する場合は、合計した面積が限度面積となります。）、次の要件を満たした上で、屋上や壁面を緑化することができます。

- ・屋上緑化：樹木等を固定式の植栽基盤に植栽してください。
- ・壁面緑化：外壁又は囲障への植栽は30 cm以内の間隔でつる性植物を這わせてください。
(フェンスの長さ×地表からの高さ＝壁面緑化面積となります。)

【必要な樹木本数の特例について】

○高木または中木を植栽することが困難な場合は、低木等へ振り替えることができます。

高木：1本あたり → 中木3本 又は 低木20本 へ

中木：1本あたり → 低木7本 へ

※中木から高木へ、低木から中木や高木への振り替えはできません。



植栽は、生育環境にあった樹木等を選んで、継続的な維持管理をお願いするぞよ！

【問い合わせ先】

茅ヶ崎市都市部景観みどり課 みどり担当
電話：0467-82-1111（代） 内線：2333、2334
E-Mail：keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp

みどりの創出、育成、保全にご理解・ご協力をお願いいたします。